

福井市 社中学校

いじめ防止基本方針

令和8年度

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題であることを認識し、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

- (1)本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切に、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切に、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2)本校は、人権教育を推進し、すべての生徒が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないことなど、いじめを許さない集団づくりに努めます。また、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3)本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめの早期発見に努め、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者との連携および社中学校区での人権教育の推進により、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット、特にSNS等を通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。

いじめには、多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。また、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払うことが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

校外学習やボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を系統的・計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・生徒の良い点やがんばっている点を積極的に認め、ほめている。
- ・生徒のよくない行動や態度を見逃さず適切な指導をしている。
- ・生徒の悩みや相談に親身になって対応している。
- ・報告・連絡・相談等を適切に行い、他と連携・協力して仕事を進めている。
- ・保護者との意思疎通や、電話、来校者に対する対応を誠実に行っている。
- ・関係機関と連携をとったり、校内で情報を共有したりして、課題を抱える生徒に十分な支援を行っている。

【生徒】

- ・先生は、自分の良い点やがんばったことを認めてくれる。
- ・先生は、よくないことに対してきちんと叱っている。
- ・いじめを見たら大人に知らせたり、止めたりすることができる。

【保護者】

- ・電話をかけた時や、学校を訪れたときの教職員の対応はよい。
- ・学校は、子どもたち一人一人を大切に、温かく指導している。
- ・子どものことで、気軽に学校に相談できる。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方針を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

異年齢交流活動を行い、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。

○生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○いじめを許さない気運醸成

普段から集団全体にいじめを許さない気運醸成を図るなど、児童生徒が傍観者にならないように、具体的な行動を起こすことや児童生徒同士で支え合うことができる環境づくりに努めます。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器の正しい利用について、学校独自のルールづくりを通して、生徒や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設け、情報モラル教育の充実に努めます。

○以下の生徒を含め、特別な配慮が必要な生徒について、その特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

①発達障害を含む、障害のある生徒

②海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒

③性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒

④東日本大震災で被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○言葉以外のサインの察知

児童生徒の「大丈夫」「何でもない」という言葉の裏に、児童生徒が真に伝えたいと思っていることが隠れていないか、本音を言語化できていないのではないかなど、立ち止まって考えることにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○自己チェックの活用

生徒が日々の生活を振り返るための自己チェック(生活ノート)を行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任等による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係わる情報の記録

いじめに係わる情報を適切に記録する。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との

連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

情報共有体制の充実を図り、特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を守ります。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切かつ継続的な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめ(SNS 上のものを含む)が犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消について

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い(30日間を目安とする)」があるときは、次の対処を行います。

・重大事態が発生した旨を市町教育委員会を通じて、地方公共団体の長に速やかに報告します。

・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止、早期発見、対応等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー 等

(活動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践。
- ・いじめの早期発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・いじめ対応サポート班等からのいじめに関する情報の集約と共有化
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 生徒指導主事、担任、該当学年主任、該当学年生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー 等

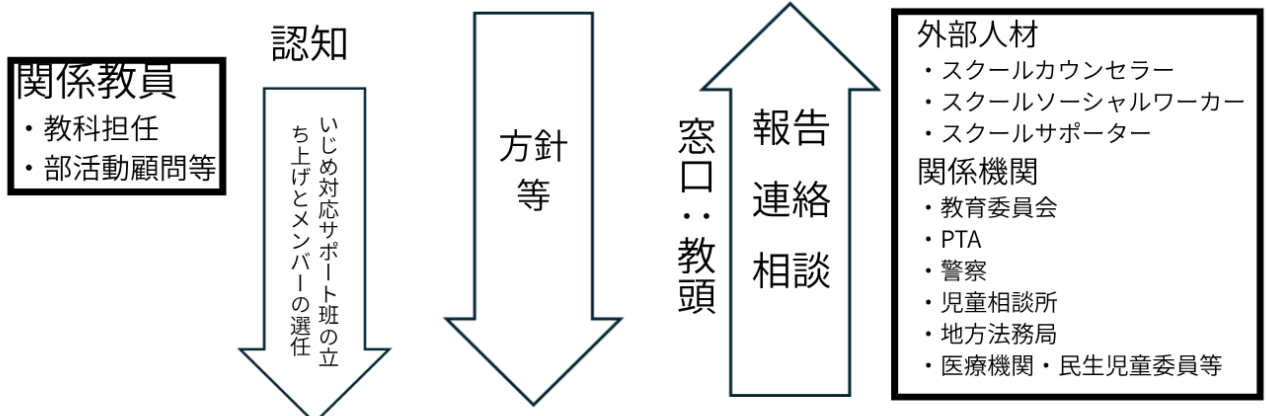
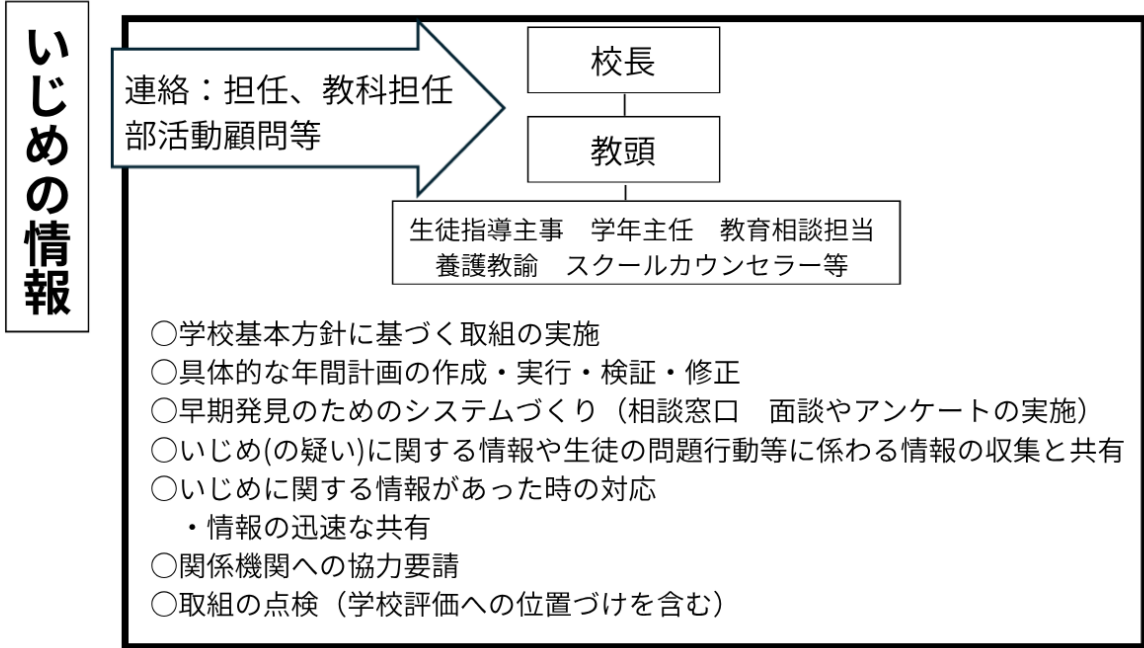
(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・関係者からの聴取、個別面談等による情報収集、記録
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害生徒やその保護者への継続的な支援
- ・加害生徒への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

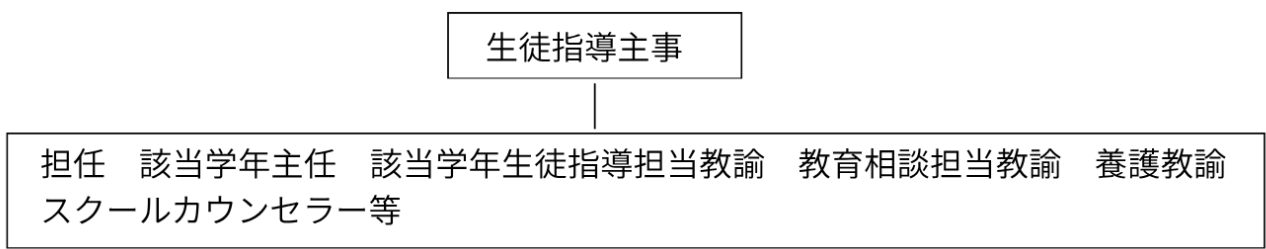
(3) 関係機関との連携

- ・いじめが深刻になることが懸念され、対応が困難な場合は、速やかに PTA や警察、児童相談所、青少年育成団体等と連携
- ・対象の生徒が精神的に極度に不安定な場合には、心療内科等の医療機関と連携
- ・家庭において問題が見られ、生徒や保護者に支援が必要な場合には、児童相談所や愛護センターと連携

いじめ対策委員会（常設）



いじめ対策サポート班（特設）



- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- 事実確認作業・記録
- 関係生徒への対応
- 関係保護者への対応
- 関係機関との連携
- ※必要に応じて、警察への協力要請
- 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4月	いじめ対策委員会 職員会議 ・基本方針の確認 ・年間計画の策定、周知 ・教員の意識点検	生活・部活オリエンテーション ・生徒主体の運営・発表		
		学級開き ・夢、希望を持たせるスタートを！		
		個人の目標づくり ・目標を持って、これからの活動に取り組む		
		感想等の背面掲示(年間を通して行う) ・お互いの考えを知り、他者理解を深める		
	いじめ対策サポート班 ・起きたとき即対応	リーダー研修会		
		学級目標作り ・クラス全員の願いを知り、大切にしたいことを目標とする		
	PTA 総会 ・基本方針の公表	校外学習に向けて ・班別活動での協力学習	校外学習に向けて ・生徒主体の計画運営 ・班別活動の充実	修学旅行に向けて ・新たな仲間作り ・自主的計画・運営(実行委員の活動)
		いじめ対策委員会 職員会議 ・アンケートをもとに状況把握	スクールカウンセラーによる面談	修学旅行
		アンケート調査		
	5月	いじめ対策委員会 職員会議 ・アンケートをもとに状況把握	インターネット等の正しい使い方について ・情報モラルについて学び正しい使い方を考える	
生徒総会				
地域活動ボランティア				
校外学習		校外学習		
アンケート調査・教育相談週間				
いじめ対策委員会 職員会議 ・アンケートをもとに状況把握				
		アンケート調査		

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
6月		地域活動ボランティア		
	授業研究(指導主事訪問) ・授業改善 ・学習規律	グループエンカウンター ・コミュニケーションの取り方を学び、よりよい人間関係の築き方を学ぶ		市連合音楽会 ・学年全員で1つのことに協力して取り組み、その大切さを感じる
		夏季大会激励会 ・夏の大会に向けて、気持ちを高める		
	いじめ対策委員会 ・アンケートをもとに状況把握	← アンケート調査・教育相談週間		
	職員会議			
7月				保育体験実習
	保護者懇談会 ・情報や意見収集	学校祭に向けて ・学年を超えた協力の輪を広げる		
		学習・行動面の中間評価 ・学習面、行動面のチェックを行う		
	いじめ対策委員会 ・アンケートをもとに状況把握 ・夏季休業前指導	ひまわり教室(夏季休業前非行防止教室) ・情報モラル、犯罪等		
		← アンケート調査		
	職員会議			

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
8月	いじめ対策委員会 ・アンケートをもとに状況把握 職員会議	地域活動ボランティア		
		家庭訪問(必要に応じて) ・夏季休業中や普段の様子の情報収集 ・クラスや地域の生徒の状況を把握		
		アンケート調査・教育相談週間		
9月	いじめ対策委員会 ・アンケートをもとに状況把握 職員会議	学校祭に向けて ・学年活動、色別活動を通して、絆を強める		
		秋季新人大会激励会 ・新人戦大会に向けて、気持ちを高める ・後輩に向けて、応援する気持ちを大切に。		
		地域活動ボランティア		
		アンケート調査		
10月	いじめ対策委員会 ・アンケートをもとに状況把握 職員会議	学 校 祭		
		地域活動ボランティア		
		1学期の振り返り ・生活面、学習面のチェックを行う		
		教育相談(通知表渡し)		

		2学期に向けて ・新たな目標をもち、新学期の活動に取り組む		
		リーダー研修会		
		校外学習 ・主体的活動による企画、運営力を高める	職場体験学習 ・働く意義について体験を通して学ぶ	学力診断に向けて ・進路決定のためのテストに仲間と共に取り組む
		アンケート調査		

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
11月				<div data-bbox="1189 235 1465 293">学力診断テスト</div>
		<div data-bbox="486 331 1145 477"> 合唱コンクール ・クラスでの団結、協力する雰囲気高める ・仲間を大切にすることを養う </div>		<div data-bbox="1189 338 1474 488"> 進路説明会 ・進路決定までを見通す </div>
		<div data-bbox="497 517 1469 575">生徒総会</div>		
	<div data-bbox="172 618 464 757"> いじめ対策委員会 ・アンケートをもとに状況把握 </div>	<div data-bbox="497 701 1481 752">アンケート調査・教育相談週間</div>		
	<div data-bbox="172 763 464 817">職員会議</div>			
12月	<div data-bbox="172 864 464 967"> 学校評価 ・情報や意見収集 </div>	<div data-bbox="497 898 1469 952">学校評価</div>		
	<div data-bbox="172 1003 464 1106"> 保護者懇談会 ・情報や意見収集 </div>			<div data-bbox="1181 1010 1465 1155"> 三者懇談会 ・進路決定に向けて具体的目標をもつ </div>
	<div data-bbox="172 1283 469 1471"> 授業研究 (指導主事訪問) ・授業改善 ・学習規律 </div>	<div data-bbox="507 1261 1457 1361"> 人権集会 ・人権についての知識、理解を深め、よりよい行動について考える </div>		
				<div data-bbox="1182 1368 1482 1429">保育体験実習</div>
		<div data-bbox="507 1480 1457 1626"> 1年間を振り返って ・自分の成長した一面に気付く ・様々なことに感謝し、新年に向けて新たな目標をもつ </div>		
	<div data-bbox="512 1688 1461 1749">地域活動ボランティア</div>			
<div data-bbox="172 1816 464 1955"> いじめ対策委員会 ・アンケートをもとに状況把握 </div>	<div data-bbox="497 1910 1485 1962">アンケート調査</div>			
<div data-bbox="172 1966 464 2020">職員会議</div>				

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1月	<div data-bbox="172 226 459 331"> 校内研修 ・学校評価分析 </div>	新年の目標づくり ・夢や目標の再設定 ・将来に希望をもたせる進路指導		
	<div data-bbox="172 365 459 499"> いじめ対策委員会 ・アンケートをもとに状況把握 </div>	アンケート調査・教育相談週間		
	<div data-bbox="172 510 459 566"> 職員会議 </div>			
2月	<div data-bbox="172 667 459 772"> 校内研修 ・成果と課題 </div>	人権集会 ・人権についての知識、理解を深め、よりよい行動について考える		
	<div data-bbox="172 981 459 1115"> いじめ対策委員会 ・アンケートをもとに状況把握 </div>	立志のつどい ・将来に向けて、新たな目標を掲げ、自立した行動を目指す		
	<div data-bbox="172 1126 459 1182"> 職員会議 </div>	アンケート調査		
3月	<div data-bbox="172 1664 459 1843"> いじめ対策委員会 ・アンケートをもとに状況把握 ・振り返り </div>	キャリア教育学習 (地域の担い手プログラム) ・自己の適性を見つけ、将来の進路や職業について考える		
	<div data-bbox="172 1877 459 1933"> 職員会議 </div>	3年生を送る会、卒業式 ・感謝の気持ちを伝える ・1、2年は、次の学年を見据えて行動する		
		アンケート調査		